

Title	口唇・口蓋裂患者の上顎骨および上顎歯列弓の発育に関する研究
Author(s)	辻, 忠良
Citation	大阪大学, 1967, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/29335
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉 大阪大学の博士論文について 〈/a〉 をご参照ください。

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

【 13 】

氏名・(本籍)	辻	忠	良
	つじ	ただ	よし
学位の種類	歯	学	博 士
学位記番号	第	1 2 1 8	号
学位授与の日付	昭 和 42 年 3 月 31 日		
学位授与の要件	学位規則第5条第2項該当		
学位論文題目	口唇・口蓋裂患者の上顎骨および上顎歯列弓の發育に関する研究		
論文審査委員	(主査) 教授 永井 巖		
	(副査) 教授 西嶋庄次郎 教授 滝本 和男		

論 文 内 容 の 要 旨

口唇・口蓋裂の形態異常に関しては、古くより、破裂部の縫合閉鎖、鼻翼の形成、歯列矯正などの研究がなされ、それらの研究成果も大きいが、現在なお、顔面中央 $\frac{1}{3}$ 部の陥凹した特有な顔貌を呈したものが多い。

現在までの顔貌異常の研究はこれら異常形態の把握のみにとどまったものが多く、したがって、顎・顔面全体よりみた総合的診断にもとづく治療がいまだ体系づけられていない現状である。

本研究は口唇・口蓋裂患者の異常顔貌が、顔面のどの部分の發育異常により惹起されているか、また、如何なる諸因子によって誘発されるかを追究し、その結果より、この種異常顔貌の治療の指針を得んとしたものである。

口唇・口蓋裂患者の上顎骨および上顎歯列弓を立体的、かつ、詳細に観察するため、著者考案の新しい計測法を用いて、16才以上の片側性唇・顎裂の症例25名、軟硬口蓋裂の症例22名、片側性唇・顎・口蓋裂の症例89名を計測し、正常者40名と比較して、形態異常を分析、把握した。さらに、口蓋裂形成手術時期がこの種異常に如何なる影響を及ぼすかを検討するため、片側性唇・顎・口蓋裂の症例で、手術時期により分類したものを比較、検討した。

計測には、著者考案の新しい方法を用いたが、これは上顎骨および上顎歯列弓を顎・顔面より総合的に観察するために考案した深さ、巾、高さの各基準面を、Simonの顎態模型上に設定したものである。計測点は上顎骨の詳細な形態把握に必要な左右14点を選んだ。各基準面、計測点、およびその計測値の信頼性について充分なる検討を加えた。

計測結果は次の如くであった。

1. 唇・顎裂のみの症例では、上顎骨および上顎歯列弓の深さ、巾、高さに發育成長異常はほとんど認められなかった。

2. 軟硬口蓋裂のみの症例では、上顎第一大臼歯より前方の歯槽および歯列弓、特に切歯骨部の深さ、巾の短縮が認められた。

3. 片側性唇・顎・口蓋裂の症例では、上顎後臼歯々槽点より前方の歯槽および歯列弓に著明な発育成長障害が認められ、特に前歯部に強い変化が認められた。

4. 口蓋裂形成手術時期が顎発育におよぼす影響については、早期に手術をした症例が晩期に手術を受けた症例、ならびに手術を受けなかった症例に比して、若干小さな計測値をしめしたが、手術を受けなかった症例でも、正常者と比較すると、著しい発育不全の状態をしめすことより考え、手術時期ならびに手術による顎発育の障害はきわめて軽微であると考えられる。

以上、唇・顎・口蓋裂における発育異常が口蓋裂形成手術ならびにその手術時期などの外的因子に影響されることが少ないこと、唇・顎に破裂を伴わない軟硬口蓋裂においても正常者に比して著しい発育異常をしめすこと、さらに、唇・顎裂の症例では正常者とほぼ同じ発育をしめすこと、などの観察結果より、発育異常を惹起する最大の原因は口蓋部の骨破裂自体が上顎骨の発育成長に障害を与えるものと考えられる。しかも、その発育異常は主として、上顎骨の歯槽部ならびに歯槽基底部で著しいことが認められた。

これらのことより、口唇・口蓋裂の形態異常の治療には積極的に上顎骨および上顎歯列弓を正常な発育成長に導くための処置を行なうことが必要であり、乳児期からの上顎骨成長助成のために多くの努力が払われる必要があると考えられる。

論文の審査結果の要旨

本研究は口唇、口蓋裂患者の顎の発育について研究したものであるが、従来ほとんど行なわれなかった患者の特有な異常顔貌の治療方針について、重要な知見を得たものとして価値ある業績であると認める。

よって、本研究者は歯学博士の学位を得る資格があると認める。